令和６年度定期監査（第１回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和６年１２月２５日現在）

１　監査の期間　　令和６年８月２日から同年１０月２５日まで

２　監査対象年度　　令和６年度事務（令和６年６月３０日現在）。ただし、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和５年度事務を含む。

３　指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置の内容又は措置方針等	措置分類
(1) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難い場合は私有車使用伺簿によるとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用していた。	総務局 税務部 市民税課	指摘事項の原因は、私有車の使用者及び所属長の確認不足である。 指摘事項については、書類監査時に書類不備が判明後直ちに、要件が確認できる自動車検査証及び任意保険証書の写しを添付した「外勤簿兼私有車使用伺簿」を、当該職員に提出させた。 また、令和６年１０月４日に、私有車の公務使用に関する要綱等を所属職員全員に確認させ、適正な私有車の使用に関する指導を行った。 （通知受理日：令和６年１２月６日）	措置済
(2) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難い場合は私有車使用伺簿によるとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用していた。	総務局 税務部 納税課	指摘事項の原因は、私有車の使用者及び所属長の確認不足である。 指摘事項については、書類監査時に書類不備が判明後直ちに、要件が確認できる自動車検査証及び任意保険証書の写しを添付した「外勤簿兼私有車使用伺簿」を、当該職員に提出させた。 また、令和６年１１月１１日に、私有車の公務使用に関する要綱等を所属職員全員に確認させ、適正な私有車の使用に関する指導を行った。 （通知受理日：令和６年１２月６日）	措置済
(3) 駐車場の使用料について、年間分の必要額を資金前渡口座に受領し、逓次繰越により常	総務局 税務部 納税課	指摘事項については、担当課の認識不足によるものである。 指摘事項の判明後、直ちに資金前渡	措置済

に準備されている状態にもかかわらず、地方自治法及び同法施行令並びに鹿児島市会計規則に規定されていない立替払を職員に行わせ、後日、資金前渡口座からまとめて払い出して職員に支払っていた。		口座から年間分の必要額を払い出し、現金管理を行った。 また、令和６年１１月１１日に所属職員全員に駐車場使用料の適正な使用について周知徹底を図った。 （通知受理日：令和６年１２月６日）	
(4) 鹿児島市物品会計規則第２１条第１項によると、備品の出納を行ったときは、物品一覧に記録しなければならないとなっているが、課で所管する自転車について、物品一覧に記録がなかった。	健康福祉局 福祉支援部 谷山保護課	道路管理課より譲り受けたリサイクル自転車について、物品一覧への記録を失念していたことから、令和６年１０月１６日に物品一覧への登録を行った。 また同日、課長から所属職員全員に対し、物品保管に対する適正な事務処理について周知徹底した。 （通知受理日：令和６年１２月４日）	措置済
(5) 鹿児島市庁用自動車安全運転管理規則第９条の規定により準用する同規則第８条の規定により、公用自転車を使用する際にも、庁用自動車の運転と同様、酒気帯び確認を行わなければならないとされているところ、電動アシスト自転車を除く公用自転車使用の外勤において、酒気帯び確認を行っておらず、記録簿も作成していなかった。	健康福祉局 福祉支援部 谷山保護課	自転車の酒気帯び確認について、認識していなかったことが原因である。 公用自転車の使用にあたっては、庁用自動車の運転と同様、酒気帯び確認とその記録簿の作成を行うよう令和６年９月６日に所属職員全員に周知徹底した。 （通知受理日：令和６年１２月４日）	措置済
(6) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第５条第１項によると、所属長等は、職員から公務使用の申請があった場合には、要件を満たしている場合に限り、私有車の公務使用を承認するものとするとされており、勤務公署と外勤地の往復に私有車を使用できるのは障害者である職員とされているが、該当しない職員が私有	健康福祉局 福祉支援部 伊敷福祉課	今回の指摘については、勤務公署と外勤地の往復に私有自転車を使用できると誤認していたことが原因である。 令和６年１０月３１日に公務の際の私有車の適正な使用について所属職員全員に対して周知徹底した。 （通知受理日：令和６年１２月４日）	措置済

自転車を使用していたものが１件あった。			
(7) 鹿児島市物品会計規則第２１条第１項によると、備品の出納を行ったときは、物品一覧に記録しなければならないとなっているが、課で所管する自転車について、物品一覧に記録がなかった	健康福祉局 福祉支援部 吉野福祉課	令和４年に道路管理課よりリサイクル自転車を譲り受けたが、物品一覧への記録を失念していたことから、令和６年１０月１６日に物品一覧への登録を行った。 また同日、課長から所属職員全員に対し、物品保管に対する適正な事務処理について周知徹底した。 （通知受理日：令和６年１２月４日）	措置済
(8) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難い場合は私有車使用伺簿によるとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用していた。	健康福祉局 福祉支援部 喜入保健福祉課	今回の指摘事項については、旅行命令簿の提出の際に、私有車使用伺簿も提出すべきところ、提出を失念していたものである。令和６年９月１１日に当該職員に私有車使用伺簿を提出させるとともに、私有車の適正な公務使用に関して、所属職員全員に私有車の公務使用に関する要綱等の確認もあわせて周知徹底した。 （通知受理日：令和６年１２月４日）	措置済
(9) 鹿児島市物品会計規則第１３条第１項によると、物品の購入は企画財政局財政部契約課長が行うとなっているが、特段の理由もなく、同局同部契約課へ契約手続を依頼せずに、一括購入できる同種の備品について分割して随意契約により購入していた。また、鹿児島市契約規則第２０条によると、随意契約によろうとするときは、２人以上から見積書を徴さなければならないとされているが、１者から見積書を徴していた。	こども未来局 こども政策課	指摘事項の原因は、物品会計規則及び契約規則の確認不足である。 今後、適正な事務処理を徹底するよう、所属長から所属職員全員に指導を行ったところであり、令和６年１０月１８日に物品会計規則、契約規則等について研修を実施した。 （通知受理日：令和６年１２月５日）	措置済

(10)火災保険料について、資金前渡により令和５年８月末までに相手方に支払い、保険に加入すべきところ、支払期限後も資金前渡口座に入金したままで支払手続きを行わず、保険に未加入であった。また、その令和５年度の資金前渡金を会計年度独立の原則に反し、令和６年５月に加入した火災保険料の支払に充てていた。	こども未来局 こども政策課	指摘事項の原因は、前渡金受払簿の作成を行っていなかったこと、火災保険料の支払期限の確認不足である。 今後、適正な事務処理を徹底するよう、所属長から所属職員全員に指導を行ったところであり、また、資金前渡金の払い出し忘れを防止するため、決裁時における前渡金受払簿の確認及び係長による管理を行うとともに、通帳については、定期的な記帳を行うこととする。 また、５年度予算で支出した火災保険料については、会計年度独立の原則に基づき、歳入科目を設定して、６年度で支出を行い、歳入科目への振替処理を行った。 （通知受理日：令和６年１２月５日）	措置済
(11)鹿児島市物品会計規則第２１条第１項によると、消耗品の出納を行ったときは、物品出納簿に記録しなければならないとなっているが、郵便切手等の受払いについて、物品出納簿を作成していないものや物品出納簿に月計や累計の記載がないものなど、管理が適切にされていないものが多数あった。	こども未来局 こども福祉課	一部の業務で物品出納簿からまとまった数を払出した後、所定様式でない方法で管理していたが、指摘以降、規則に則り、使用の都度、物品出納簿に記録することとした。 また、月計や累計についても、月初めに前月分の月計を集約し、累計についても漏れのないよう記載し、適正な記載方法について令和６年１０月３０日に所属職員全員に周知徹底した。 （通知受理日：令和６年１２月５日）	措置済
(12)鹿児島市観光農業公園条例施行規則第１４条第１項第２号エによると、市内の障害者の団体が研修室等を使用する場合で、市長が必要と認めるときは使用料の５０パーセント相当額を減額できるとされているが、市外の障害者団体で減免事由に該当しないにもかかわらず、使用者の内１名が身体障害者手帳の交付を受けていた	観光交流局 世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	今回の指摘については、市外の障害者団体は減免の対象外であるにも関わらず、団体に障害者が含まれていたため、減免の対象となると誤認したことが原因である。 誤って減額した使用料については、令和６年１２月６日に収納済である。 市外の障害者団体は、施行規則に則り、減免の適用外であることを、令和６年１０月２８日に、課長から担当職員、指定管理者に周知徹底した。	措置済

ことから、身体障害者手帳等の交付を受けている者が研修室等を使用するときは使用料の５０パーセント相当額を減額できるとする同号ウを適用し、使用料の５０パーセント相当額を減額しているものが１件あった。		（通知受理日：令和６年１２月２０日）	
(13)鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第４条第１項によると、所属長等及び補助者等は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うとなっているが、同要綱第６条に定める酒気帯び確認記録簿を作成していないものが８件、運転後の確認記録簿を作成していないものが６５件、アルコール検知器を使用していないものが１８件あった。	観光交流局 スポーツ課	酒気帯び運転記録簿の取り扱いについては、職員の誤認識、記載忘れが主な原因であった。 このことについては、令和６年１０月１７日に課長から、外勤簿の処理、酒気帯び確認記録簿の処理について、所属職員に周知徹底した。 （通知受理日：令和６年１２月２０日）	措置済
(14)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難い場合は私有車使用伺簿によるとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用していた。	建設局 道路部 谷山建設課	今回の指摘事項については、鹿児島市職員の私用車の公務使用に関する要綱第４条第１項に基づき、所属長の承認を受けなければいけないとの認識が不足していたことが主な原因である。 令和６年１０月３日に私用車使用伺簿を当該職員に提出させるとともに、今後は適正な事務処理を行うよう、課長から所属職員全員に指導を行った。 （通知受理日：令和６年１２月４日）	措置済

(15)鹿児島市交通局車両運転者酒気帯び確認実施要綱第４条第２項によると、酒気帯び確認は、運転の直前、運転を含む業務の開始前又は出勤時及び運転の直後、運転を含む業務の終了後又は退勤時に行うとなっているが、運転を含む業務の開始前の酒気帯び確認が行われていなかったものが５件、運転を含む業務の終了後あるいは退勤時の酒気帯び確認が行われていなかったものが３０件あった。	交通局 電車事業課	酒気帯び確認の漏れについては、事故発生時等に緊急出動する場合の確認漏れが主な原因である。今後は、事故発生時に現場に向かう可能性がある運転関係係員を指導監督する地位にある者は、毎日必ず出退勤時に酒気帯び確認を行うこととし、令和６年１０月１８日に所属職員全員に周知徹底した。 （通知受理日：令和６年１２月４日）	措置済
(16)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難い場合は私有車使用伺簿によるとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用していた。	教育委員会 管理部 図書館	私有車の公務使用について、公用車による外勤と同様の処理（自動車検査証等については、紙のみで確認）をしていたことについては、システム処理の理解が不十分であったことが原因である。 指摘を受け、令和６年８月１日に、私有車を公務使用する際はシステムにより「外勤簿兼私有車使用伺簿」を提出するよう、提出方法のマニュアルと共に所属職員全員に周知徹底するとともに、公用車による外勤と同様の処理を行っていたものについて、該当職員に対し「外勤簿兼私有車使用伺簿」にて再提出させた。 （通知受理日：令和６年１２月４日）	措置済